

測量法第43条及び第44条の申請について

1 測量法における「公共測量」について

測量法において規定されている用語の定義は次のとおりです。

(1)「測量」とは

- ・土地の測量。また、地図の調製及び測量用写真の撮影も含む（法第3条）

(2)「基本測量」とは

- ・国土地理院が行う測量で、全ての測量の基礎になるもの。（法第4条）

(3)「公共測量」とは

- ・基本図以外の測量のうち、局地的な測量や高度な精度を必要としないもので、測量に要する費用の全部若しくは一部を国または公共団体が負担し、若しくは補助して実施するもの（法第5条）

(4)「測量成果」とは

- ・紙地図、数値地図、空中写真、基盤地図情報等を示す。

2 測量法第43条とは「測量成果の複製」

- ・コピー、スキャン等の測量でない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報を付加すること等を示す。
(公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真または成果を記録した文書等を複製すること)

3 測量法第44条とは「測量成果の使用」

- ・基図を調整（トレース等）し直して、別種の地図を作成すること等を示す。
(公共測量の測量成果を使用して測量を実施すること)